

婚姻届のかきかた

西宮市役所市民第1課戸籍 電話 0798-35-3114・3128

(1)	氏名	夫になる人(旧姓) にしのみや たろう 西宮太郎	妻になる人(旧姓) こうやま はなこ 甲山花子
	生年月日	平成 2年 5月 5日	平成 4年 3月 3日
(2)	住所	兵庫県西宮市六湛寺町 10番地 3号	東京都千代田区丸の内1丁目 1番地 1-405号
	(住所登録をしているところ)	世帯主の氏名 西宮太郎	世帯主の氏名 甲山登
(3)	本籍	兵庫県西宮市 六湛寺町 100番地	東京都千代田区 丸の内1丁目 1番地
	(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 西宮五郎	筆頭者の氏名 甲山登
(4)	父母の氏名 父母との続き柄	父 西宮五郎 続き柄 父 甲山登	母 西宮花江 長男 母 甲山春美 二女
	(他の養父母はその他の欄に書いてください)	父 西宮五郎	母 西宮花江
(5)	結婚後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏 兵庫県西宮市六湛寺町 10番地	
	(左の欄の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かなくてください)		
(6)	同居を始めたとき	平成 30年 1月	
	(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)		
(7)	初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚	
	(死別・離別)	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別	
(8)	同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年...年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
	(夫の職業)	妻の職業	
(9)	夫妻の職業		
(10)	その他		
(11)	届出人	夫 西宮太郎 (西宮) 印	妻 甲山花子 (甲山) 印
(12)	署名押印	西宮太郎 (西宮) 印	甲山花子 (甲山) 印
(13)	事件簿番号	連絡先 電話 (35) 3114	

証人	
署名押印 東村留夫 (東村) 印 生年月日 昭和 38年 10月 10日	西村作蔵 (西村) 印 昭和 33年 7月 7日
住所	西宮市鳴尾町 3丁目 5番地 14号 西宮市甲東園 3丁目 2番地 28号
本籍	西宮市鳴尾町 3丁目 10番地 西宮市甲東園 3丁目 1番地

夫婦でも印をかえてください。

- ◎ 記入のしかた ※記入には消せる筆記具を使用しないでください。
- 氏名 氏は婚姻前の氏を記入して下さい。
 - 住所 届出日現在、住所登録をしているところを記入して下さい。ただし、当市に転入(転出証明書等を添付して下さい)、または転居届を同時にされる場合は、新住所を記入して下さい。(執務時間外に宿直室に居ける場合には、住所変更の届はできませんので旧住所を記入して下さい)
 - 本籍 婚姻前の夫妻のそれぞれの本籍地、筆頭者を、外国人は国籍だけを記入して下さい。
 - 父母の氏名 実父母の氏名、その続き柄を記入して下さい。養父母については、父母との続き柄 その他欄に同様に書いて下さい。(父母の氏は父母が離婚などの場合に、届出日現在の氏を書いて下さい)
 - 結婚後の夫婦の氏・新しい本籍 夫・妻どちらの氏で婚姻するか該当する口に印をし、婚姻後夫婦が新戸籍を編成するところの本籍地を記入して下さい。ただし、の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは記入しないで下さい。
 - 初婚・再婚の別 初婚・再婚の区別を口印をし、再婚の場合には、死別・離別の年月日も記入して下さい。
 - 同居前のおもな仕事 同居を始める前の夫になる人、妻になる人の世帯の主たる生計者の仕事について該当する口印をして下さい。
 - 夫妻の職業 夫妻の職業は国勢調査の年(例、西暦2020年、2025年等)だけ記入して下さい。
 - 届出人 署名は自筆、氏名は氏名欄と同様、婚姻前の氏名を記入して下さい。成人者の証人が2名必要です。(親族でも可) 印鑑は同性でも別個の印鑑を使用して下さい。
 - 未成年者の届 未成年者が届出をする場合には、父母の同意が必要です。その他欄に婚姻に同意する旨を記入し、父母の署名、押印をして下さい。(未成年者の父母が証人になる場合は、それを同意とみなします。)

- ◎ 届出のとき必要なもの
- 届書 届書を西宮市に提出する場合は1通で結構です。(他市へ提出する場合は提出先に通数を確認して下さい。)
 - 戸籍謄抄本 西宮市へ届出する方で市外に本籍のある方は、戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)または戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)を1通添付して下さい。(他市へ提出する場合は提出先に通数を確認して下さい。)
 - 印鑑 この届に使った届出人の印鑑
 - 転出証明書等 婚姻届と同時に転入届をされる方は、前住所地での転出証明書が必要です。(婚姻届だけでは住所変更はできません。)
 - その他
 - 届書をお持ちいただく方のご本人確認をさせていただいておりますので、本人確認資料(運転免許証、パスポート等)をお持ち下さい。
 - 国民健康保険、国民年金に関しては、別途手続きが必要です。国民健康保険証、国民年金手帳等をお持ちの上、各担当で手続きして下さい。
 - 外国籍の方の届出については、他に必要なものや書き方の説明をしますので、市民第1課戸籍におたずね下さい。
- 6 届出は、各支所・サービスセンターでもできます。
- | | | | |
|------|-----------------|------|-----------------|
| 鳴尾支所 | 電話 0798-47-0101 | 甲東支所 | 電話 0798-51-2681 |
| 塩瀬支所 | 電話 0797-61-0521 | 山口支所 | 電話 078-904-0395 |

※届出書の所定の項目に記載と押印があるけれども、届出をしようとする日に戸籍などの添付書類が揃っていない時は、市民第1課戸籍へご相談下さい。